# 本講習の令和6年度開催は中止いたします。

## 令和5年度 有機溶剤取扱業務安全衛生教育 (業務従事者教育) 開催のご案内

(一社) 小松労働基準協会 (石川労働局長登録教習機関)

有機溶剤は、「塗装・接着・洗浄・印刷」等々用途が幅広く、多くの事業所で使用されています。有機溶剤には揮発性があり、高濃度の蒸気を吸入すると取り扱う労働者が急性中毒にかかる等、労働者の健康障害を及ぼすことがあります。

有機溶剤中毒予防規則などに定められている事項を遵守し、その特性及び毒性を認識し、 予防対策を正しく理解し、作業することが重要です。

労働安全衛生法第60条の二では、事業者は危険又は有害な業務に就いている者に対し、 安全衛生教育を実施するよう義務づけています。

当協会では、今般、事業者に代わって労働安全衛生法の特別教育に準じた教育(基発第377号通達)として、有機溶剤業務に従事する労働者に対する安全衛生教育(修了証交付)を下記により開催することにしましたので、該当者の受講方ご配慮下さいますようご案内申し上げます。

【根拠法令】労働安全衛生法第60条の二(危険有害業務従事者への安全衛生教育の実施) (有機溶剤業務従事者に対する教育(昭和59年6月29日基発第337号通達)

日時・会場

(講習日程は、都合により変更する場合があります)

日程(1日)	時間	会 場
6月21日 (水)	午前9時~午後3時30分	小松鉄工機器協同組合会館 小松市光町 <b>25</b> ™ (0761) 22-4232

定員

1 5名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料

会 員 7,810円(本体価格 7,100円+消費税10%) 非会員 10,010円(本体価格 9,100円+消費税10%)

※受講料には、講習代・テキスト代・教材費が含まれます。

会員には、石川県内の労働基準協会(金沢・七尾・加賀・奥能登等)会員も含みます。 テキスト改定があった場合、受講料を改定することがありますので、ご了承ください。

### 講習科目

(学科)

1	有機溶剤による疾病及び健康管理	1時間
2	作業環境管理	2時間
3	保護具の使用方法	1時間
<b>(</b> 4 <b>)</b>	関係法令	1時間

対象業務

有機溶剤含有物を用いて行う、塗装・接着・洗浄・印刷等の作業で有機 溶剤中毒にかかる恐れのある業務

受講資格

満18歳以上の方

## 申込方法

- ①共通受講申込書に必要事項を記入のうえ、FAX・郵送・協会持参の いずれかの方法でお申し込み下さい。
- ②受講料は 2週間前までに 銀行振込か現金書留にて入金して下さい。
- ③受講票は講習開催日の10日程前に郵送いたします。

### (一社) 小松労働基準協会

〒923-0804 小松市光町25 TEL (0761) 22-4232, FAX (0761) 22-4236

受講料銀行振込み先

北國銀行小松東支店 普通預金 34700

口座名: (社) 小松労働基準協会

(振込手数料は申し込み者側にてご負担下さい))

- 【注】 受講者の変更または受講取り消しの場合は、できるだけ早くご連絡ください。 取り消しの場合は、下記の取り消し料金を申し受けます。
  - ・講習日の前日、前々日の営業日 受講料の50%
  - •講習日当日 受講料の100%

(上記の日数には、土、日、祝日は除きます)

受付期間

開催日の14日前まで(なるべくお早めにお申し込みください)

### その他留意事項

- (1) 本講習会には修了証を交付しますので、受領の印をお持ち下さい。
- (2) 受付は、午前8時45分から始めます。
- (3) テキストは、受付の際お渡しします。
- (4) 筆記用具を持参して下さい。
- (5) 昼食は、お弁当持参か近くの食堂でお取り下さい。
- ※ 申込み状況等 講習最新情報 は下記ホームページでお知らせしております。 アドレス http://komarouki.web.fc2.com/ 「こまろうき」でも検索可能